

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 三〇四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三〇四
- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件 三〇四
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件 三〇四
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三〇四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三〇七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三〇九
- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 三〇九
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三〇九
- 福島県教育委員会教育長 落札者を決定した件 三二五
- 福島県労働委員会 あつせん員候補者として委嘱した件 三二五

告 示

福島県告示第四百四号
 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
 令和六年七月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
二九八	赤いめんどり	作 アリソン・アトリー 訳 青木由紀子 絵 山内ふじ江 発行所 株式会社福音館書店	推奨対象 小学生（低学年、中学年）
二九九	くらべて見食べものはどこからきたの？	作 ユリア・デュア 訳 木本 栄 監修 藤原辰史 発行所 株式会社ほるぷ出版	推奨対象 小学生（中学年、高学年）
三〇〇	名探偵ホームズが生まれた日	文 リンダ・ベイリー 絵 イザベル・フォラス 訳 千葉茂樹 発行所 光村教育図書株式会社	推奨対象 小学生（中学年、高学年）
三〇一	ブラックバードの歌	著 カチャ・ペーレン 訳 千葉茂樹 発行所 株式会社あすなろ書房	推奨対象 小学生（高学年）、中学生

（こども・青少年政策課）

福島県告示第四百五号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年七月五日から同年八月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年七月五日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ハシドラッグ伊達箱崎店 福島県伊達市箱崎字布川四十四番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

福島県知事 内 堀 雅 雄

(商業まちなづくり課)

福島県告示第四百六号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和六年五月二日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関して、令和六年六月二十四日付けで次のとおり裁定した。

令和六年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
 所在 地番 地目 面積(平方メートル)
 耶麻郡西会津町下谷字道上 四番 田 九四七
 同 郡同 町下谷字道上 九番 田 八七三
 同 郡同 町下谷字道上 二十三番 田 一、三八四
- 二 利用権の内容 水稲の栽培に利用
- 三 利用権の始期及び存続期間
 一 始期 令和六年六月二十五日
 二 存続期間 五年
- 四 農地の所有者等の情報
 鈴木シン(令和四年七月十六日死亡)
- 五 借賃に相当する補償金の額 一、二四、一六〇円
- 六 補償金の支払の方法
 当該利用権の始期までに福島県方法務局若松支局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第四百七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、くろまぐろ(小型魚)に関する令和六管理年度(令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和六年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 上半期(令和六年四月一日から同年九月三十日まで)
 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(上半期)
 2 配分する数量 七・二トン
- 二 下半期(令和六年十月一日から令和七年三月三十一日まで)
 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(下半期)
 2 配分する数量 十二・七トン

(水産課)

福島県告示第四百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を三島町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 鈴木一美 海老名藤吉 鈴木辰二 片山賢一 阿部幸英 片山スマ子 片山富夫 阿部徳吉 海老名康衛 鈴木庄七 若林徳三郎 目黒一男 細堀忠信 目黒和夫 細堀辰也 酒井善八 栗城亘 栗城光夫 栗城忠雄 栗城藤衛 栗城朔郎 佐久間安之助 斎藤賢夫 田中源司 角田芳三 栗城イセ 西堀哲子 目黒克志 栗城美弘
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和六年福島県告示第三百四十号)によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
タラ谷地	南相馬市原町区片倉字八重米坂	土石流	次の図のとおり
屋中作	同 市小高区女場字山神前	土石流	

就任した役員

役別 氏名

住所

理事	島中 清	南相馬市鹿島区寺内字仏方九一番地の二
同	石田 美幸	市同 区栃窪字石崎一二二番地の一
同	遠藤 吉広	市同 区御山字願阿弥田一〇八番地
同	西 達也	市同 区浮田字鶴喰三四番地
同	小澤 清美	市同 区小池字新山一七六番地
同	佐々木 信好	市同 区横手字西畑一〇九番地
同	荒 幸弘	市同 区南柚木字上浅田五一一番地
同	林 久良	市同 区南屋形字西原六一一番地
同	栃窪 丈富	市同 区北屋形字西浦向一三番地
同	鈴木 久	市同 区川子字深沢一番地
同	櫻井 重政	市同 区江垂字中館七番地
同	大悲山 仁	市同 区鹿島字町一五七番地
同	大玉 光雄	市同 区鹿島字広畑五六番地
同	五賀 計	市同 区南右田字榎内九番地
同	大塚 悦子	市同 区栃窪字皆原一番地
同	星 俊	市同 区山下字中ノ坪二二四番地
同	西畑 益夫	市同 区北海老字堂ヶ迫一六六番地の一
同	山田 耕二	市同 区鹿島字地藏堂四八番地

(農村計画課)

公告第三百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

令和六年七月五日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

飯館村土地改良区

就任した清算人

氏名

住所

清算人	菅野 義人	相馬郡飯館村比曾字中比曾四一五番地
同	今野 一男	郡同 村飯樋字宮仲一七三番地
同	杉岡 誠	郡同 村草野字本町八八番地
同	赤石澤 正夫	郡同 村飯樋字前田一七一番地
同	高橋 松一	郡同 村須萱字水上三八二番地
同	赤石澤 典彦	郡同 村飯樋字大平二〇〇番地
同	木幡 良勝	郡同 村伊丹沢字山田二二五番地

同	大渡 和公	同 郡同 村草野字本町七七番地
同	菅野 一三	同 郡同 村小宮字くつわ掛一七五番地
同	佐藤 隆男	同 郡同 村飯樋字町三八二番地
同	佐藤 幸夫	同 郡同 村松塚字中迫一八五番地
同	佐藤 貞義	同 郡同 村前田字福田三八番地

(農村計画課)

公告第三百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画(藤室地区計画)の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

福島県知事 内堀 雅雄

縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第5号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県G I G Aスクール運営支援センター業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年7月5日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

- 1 落札に係る物品等の件名及び数量
福島県G I G Aスクール運営支援センター業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
D d r i v e株式会社 愛媛県四国中央市下柏町426番地1
- 5 落札金額
478,879,830円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月16日

(教育総務課)

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。
令和六年七月五日

福島県労働委員会

会長 横 裕 康

氏 名	現 職	前 歴	委嘱年月日
横 裕康	福島県労働委員会会長 弁護士		令和6年6月25日
吉田佳世子	福島県労働委員会会長代理 弁護士		同
北日 哲郎	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同
長谷川珠子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学行政政策学類教授		同
荒川 聡	福島県労働委員会労働者委員 U A センセン福島県支部長	U A センセン大分県支部長	同
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 連合福島副事務局長	東芝照明アレンジション労働組合中央執行委員	同
大槻 光政	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部委員長	東北電力労働組合福島県本部組織局長	同

高原 英二	福島県労働委員会労働者委員 日ビエ福島労働組合執行委員 長		同
星 里菜	福島県労働委員会労働者委員 J A センセンダイエーエイト ユニオン中央執行副委員長		同
石塚 治志	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会参与・労務相談室主幹		同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社フゴラ専務取 締役	同
板橋 正治	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県経営者協会連合 会専務理事代行	同
小林 文紀	福島県労働委員会使用者委員 株式会社福豆屋専務取締役	株式会社福豆屋常務取 締役	同
船生 秀文	福島県労働委員会使用者委員 北都オーデイト株式会社代表 取締役		同
長根由里子	福島県労働委員会事務局長	福島県商工労働部政策 監	令和6年4 月23日
加藤 靖宏	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県環境創造セン ター副所長	令和4年4 月26日
岡田 雅子	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県保健福祉部こども・青少 年政策課総括主幹兼副 課長	令和6年4 月23日

(審査調整課)